春日部市指定排水設備工事店指定申請について

指定工事店の資格

(%	と人の場合、営業所は登記事項証明書に記載された場所になります)
□ti	奇玉県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験に合格し、市
町木	寸等(協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合をいう。)に登録した排水
設備	請責任技術者が1人以上専属していること。
	二事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
□指	6定工事店の代表者が、次のアから工までのいずれにも該当しない者であること。
-	ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の事業を適正に行うに当たって必要な認
Ð	知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
1	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
4	7 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
-	こ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由
7.	がある者
+151年	申請にあたって必要な添付書類
扣化	中間にめたりて必要は高い
	春日部市指定排水設備工事店(新規 ・継続)指定申請書
	指定工事店の代表者の住民票の写し(自治体から発行された原本)又は住民票記載事項証
	明書
	指定工事店の代表者の履歴書(本人の写真の貼ってあるもの)
	法人の場合は登記事項証明書(法務局から発行された原本)及び定款の写し
	誓約書(第2条第4号に該当しない旨)
	工事経歴書
	市(町・村)民税納税証明書(自治体から発行された原本)
	個人の場合は代表者の市(町村)県民税納税証明書、法人の場合は法人市(町村)民税納
_	税証明書
Ш	営業所の位置図及び平面図
	個人で営業所が住民票の住所と異なる場合は、営業所の土地・建物の所有関係を確認でき
	る書類(土地・建物の登記事項証明、賃貸借契約書のコピー等)
	所有する工事用機械及び器具調書 排水設備工事責任技術者名簿及び当該責任技術者証の写し
1 1	が小砂川・毎月江沙川有有海及ける被目江沙川有前の子い

□ 県内他市町組合の指定証の写し(他市町組合で指定を受けている場合)

□ 写真(工事用機械及び器具、営業所、資材置き場)

指定の有効期間

有効期間は、指定の日から4年となっておりますが、初回は4年目の<u>1月31日</u>が有効期限となります。

有効期間満了後も引き続き指定を受けようとするときは、当該指定期間が満了する1か月前までに、継続に係る申請書を市長に提出していただきます。毎年11月頃に対象となる指定工事店に通知を行いますので、継続申請を行ってください。

排水設備工事店指定手数料

1件につき 20,000円となります。申請書提出後、審査が終了しましたら申請者あてに連絡します。下水道課窓口で納付後、指定証を交付いたします。

参考:継続の際には 1件につき 7,500円

春日部市指定排水設備工事店変更届出書の添付書類について

- 1. 名称又は組織の変更
 - (1)春日部市指定排水設備工事店変更届出書
 - (2) 法人の場合は登記事項証明書(法務局から発行された原本)及び定款の写し
 - (3) 指定排水設備工事店指定証
 - ※個人から法人、法人から個人への変更はできません。新規申請が必要です。

2. 営業所の移転

- (1)春日部市指定排水設備工事店変更届出書
- (2) 法人の場合は登記事項証明書(法務局から発行された原本)及び定款の写し
- (3) 個人で営業所が住民票の住所と異なる場合は、営業所の土地・建物の所有関係を確認できる書類(土地・建物の登記事項証明、賃貸借契約書のコピー等)
- (4) 営業所の位置図及び平面図
- (5) 指定排水設備工事店指定証
- (6) 営業所の写真
- ※法人の場合、営業所は登記事項証明書に記載された場所になります。

3. 代表者の変更

- (1)春日部市指定排水設備工事店変更届出書
- (2)指定工事店の代表者の住民票の写し(自治体から発行された原本)又は住民票記載事項証明書
- (3) 指定工事店の代表者の履歴書(本人の写真の貼ってあるもの)
- (4) 登記事項証明書(法務局から発行された原本)及び定款の写し
- (5)誓約書(第2条第4号に該当しない旨)
- (6) 指定排水設備工事店指定証
- ※個人の場合、代表者の変更はできません。新規申請が必要です。

4. 営業の休止・廃止・再開

- (1)春日部市指定排水設備工事店変更届出書
- (2) 指定排水設備工事店指定証(休止・廃止)

5. 責任技術者の変更

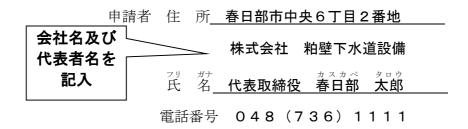
- (1)春日部市指定排水設備工事店変更届出書
- (2) 排水設備工事責任技術者名簿及び当該責任技術者証の写し
- ※定款の写しは変更がある場合に提出

春日部市指定排水設備工事店(新規)継続)指定申請書

記入例

令和〇〇年 **〇**月〇〇日

春日部市長 あて



春日部市指定排水設備工事店として指定を受けたいので申請します。

申	請	区	分	■新	規		□継≉	続							
所	在		地	春日部	市中	央6丁目	2番地				請者	と同	じ内	容	を記入
商号	マル	ま名	称	株式	会社	粕壁下办	く道設備	電	話番	号0	4 8	(73	36)	1	1 1 1
代表	住		所	春日部	市金	崎839	– 1								
者	フリ 氏		^{ガナ} 名) 	^{カスカヘ} 春日剖	、 タロウ 太郎			電	話番り	号	090	(123	4)	5678
責任	壬 技	術	者	別紙0	つとお	り									
1 指定工事店の代表者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書 2 指定工事店の代表者の履歴書(本人の写真の貼ってあるもの) 3 法人の場合は登記事項証明書及び定款の写し 4 誓約書(第2条第4号に該当しない旨) 5 工事経歴書 6 市(町・村)民税納税証明書 書 7 営業所の位置図及び平面図 8 所有する工事用機械及び器具調書 9 排水設備工事責任技術者名簿及び当該責任技術者証の写し 10 その他															
継続の場合、1、2、3、7、8の書類は不要															
継続	の場合	≙	指定	年月日		年	月	日	指定	定番号		第			号
市記	己入村	闌扌	旨定	期間		年	月	日次	から		年	Ξ.	月		目まで

排水設備工事責任技術者名簿

工 事 店 名	株式会社 粕壁下水道設備
登録市町等・番号	春日部 市 ・町・組合 第 〇〇〇号
住 所	春日部市金崎839-1
氏 名	春日部 太郎
登録市町等・番号	さいたま 市 ・町・組合 第〇〇〇〇号
住 所	春日部市金崎839-1
氏 名	春日部 次郎 責任技術者証の登録市町組合・
登録市町等・番号	────────────────────────────────────
住 所	貝世技術名証のコローを添り
氏 名	
登録市町等・番号	市・町・組合第号
住 所	
氏 名	
登録市町等・番号	市・町・組合第号
住所	
氏 名	
登録市町等・番号	市・町・組合第号
住 所	
氏 名	
登録市町等・番号	市・町・組合第号
住 所	
氏 名	

誓 約 書

指定工事店の代表者は、春日部市指定排水設備工事店規則第2条第4号アから工までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年 〇月〇〇日

春日部市長あて

申請者

会社名及び代表者名を記入

住 所 春日部市中央6丁目2番地 株式会社粕壁下水道設備 テスリ ガナ 氏 名(自署)代表取締役 春日部 太郎

氏名欄は自署又は記名押印

春日部市指定排水設備工事店変更届出書

令和〇〇年 〇月〇〇日

春日部市長 あて

商号又は名称<u>株式会社 粕壁下水道設備</u>指定工事店 所 在 地<u>春日部市中央6丁目2番地</u>代表者氏名<u>代表取締役 春日部 太郎</u>

次のとおり変更したので届出します。

指定証に記載された日付・番号を記入

指 定 年 月 日 及び指定番号	〇〇年 〇月 〇日	指定番号 第 〇〇〇 号							
届出区分	■名称又は組織の変更 □代表者の変更 □責任技術者の変更	□営業所の移転 □営業の休止・廃止・再開							
変更年月日	令和 〇年 〇月 〇日								
変更等の理由	変更等の理由 会社名変更のため								
名称又は組織	新営業所名 旧営業所名	組							
代 表 者	新 代 表 者 氏 名 住 所 旧 代 表 者 氏 名	名称又は組織から下は、 変更事項のみ記入							
責任技術者	新責任技術者 住 所	登録第 号							
	旧責任技術者 氏 名	登録第 号							
営業所の移転	新 所 在 地 電話番号	()							
	旧所在地								
営業の休止・	・廃止・再開	年 月 日							

添付書類

- ① 指定工事店の代表者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ② 指定工事店の代表者の履歴書(本人の写真の貼ってあるもの)
- ③ 法人の場合は登記事項証明書及び定款の写し
- ④ 誓約書(第2条第4号に該当しない旨)
- ⑤ 営業所の位置図及び平面図
- ⑥ 排水設備工事責任技術者名簿及び当該責任技術者証の写し
- ※これらのうち、届出内容に関連する書類を添付してください。